

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案要綱

第一 基金を設置する期限の延長等

革新的な新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究等の業務等に要する費用に充てるため国立研究開発法人科学技術振興機構に設けられた基金について、その設置の期限を平成三十六年三月三十一日まで延長するとともに、政府が予算の範囲内においてこれに充てる資金を補助することができることとする。

(附則第五条の二関係)

第二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
(改正法附則関係)
- 2 その他所要の規定の整理を行うこと。